

堺市立 中学校施設開放事業・運動場夜間開放事業
利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書

年 月 日

堺市教育委員会教育長 殿

堺市立 中学校施設開放事業・運動場夜間開放事業を利用したいので、次のとおり利用団体の登録及び学校施設の使用許可を申請します。

登録年度	年度	利用開始希望日	年 月 日	団体番号		
団 体 名				会 員 数	校区内 人	
					校区外 人	
					合 計 人	
代 表 者	フリガナ				生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名					(満 歳)
	住 所	※利用開始希望日現在				
	電 話 番 号	(自宅) — — (携帯) — —				
	メールアドレス					
利 用 事 業 及 び 使 用 施 設 (目 的) ※カッコ内には野球等の活動内容を記入。		☐ 施設開放事業				
		☐ 体育館()				
		☐ 運動場()				
		☐ 運動場夜間開放事業				
		運動場()				
使 用 日 時						
1 人 当 た り の 会 費 等		(会費) ☐ 有(□月額 円 □年額 円) ☐ 無				
		(その他の費用) ☐ 有(□月額 円 □年額 円) ☐ 無				
確 認 事 項	申請に当たっては、次の内容をご確認の上、□にレを記入してください。 ☐ 利用に当たっては、堺市立学校の施設開放に関する規則等の法令及び教育長、運営委員会、管理指導員又は校長の指示を遵守し、節度をもって施設を使用します。 ☐ 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行いません。 ☐ 施設の使用は、堺市暴力団排除条例に基づく暴力団の利益となる活動に該当しません。 ☐ 利用者の活動上の安全を確保する義務及び責任は利用団体にあることを認識し、熱中症その他の事故の発生予防、事故発生時の対応マニュアルの作成、保険への加入等の必要な措置をとります。 ☐ 上記各事項に反することが判明した場合は、登録を承認されず、又は登録を取り消されても異議はありません。					
備 考	・ 会費等を徴収するときは、代表者とは別に会計担当者を定め、費用の収支を明確にしてください。 また、必要に応じて、収支に関する書類の提出を求めることがあります。 ・ 代表者は20歳以上の方に限ります。また、会員数は合計10人以上で、構成員の過半数が校区内の住民で構成されている必要があります。 ・ 会員の氏名、住所等を運営委員会控用裏面の会員名簿に記入してください。 また、必要に応じて、役員名簿等の提出を求めることがあります。 ・ 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。					